

特記仕様書

第1章 総 則

本仕様書は、明神第一排水機場長寿命化工事に適用する。

第2章 工事内容

1. 目的

この工事は、明神第一排水機場の実施計画に基づき、ポンプ製作据付の更新工事を行うものである。

2. 工事場所

徳島県鳴門市瀬戸町明神

3. 工事概要

本工事のポンプ製作据付工事概要は、以下のとおりである。

1) 排水ポンプ

・着脱式水中ポンプ $\phi 500\text{mm} \times 37\text{kW}$ 1台

4. 適用する図書及び基準

- | | |
|--|---------------|
| (1) 揚排水ポンプ設備技術基準（案）
揚排水ポンプ設備設計指針（案） | [河川ポンプ施設技術協会] |
| (2) 道路管理施設等設計指針（案）
道路管理施設等設計要領（案） | [日本建設機械化協会] |
| (3) ダム・堰施設技術基準（案） | [ダム・堰施設技術協会] |
| (4) 水門鉄管技術基準 | [水門鉄管協会] |
| (5) 日本工業規格（JIS） | [日本規格協会] |
| (6) 日本電気工業会標準規格（JEM） | [日本電気工業会] |
| (7) 日本電気学会電気規格調査会標準規格（JEC） | |
| (8) 電気設備技術基準 | |
| (9) 四国電力社内規定 | |
| (10) 労働安全衛生規則 | |
| (11) 河川管理施設等構造令 | [国土交通省] |
| (12) その他関連法規、規定など | |

5. 施工範囲

本工事の施工範囲は、ポンプ機械設備の設計、製作、輸送、据付、試運転調整及び操作説明までの一切とする。

第3章 施工条件

1. 工程制限

ポンプ機器設備等については、工期終了までに試運転調整ができるように工事を完成しなければならない。

2. 工事期間中の休業日は次のとおりとする。

(1) 工場製作の工事期間には休日等4週8休を見込んでいる。

(2) 現場据付工事の工事期間には雨天、休日等を含め10ヶ月程度を見込んでいる。

(なお、休日等は日曜日・祝日及び夏期・冬期休暇のほか、作業期間の全土曜日を含まない。))

第4章 現場条件

1. 搬入路

現場への搬入路については、道幅が狭いことから、現地確認を行うこと。

2. 第三者に対する措置

(1) 保安対策

現地の交通状況等により必要な場合は、監督員と協議するものとする。この場合は、契約の変更の対象とする。

(2) その他

既設構造物及び第三者に損害を与えた場合は、請負者の責任で処理する。

3. 関係機関との調整

請負者は、関係する機関と必要な調整を行う必要がある。

第5章 提出図書等

1. 承諾図書

承諾図書は、A4版装丁とし、契約締結の日から14日以内に2部（承諾後の返却分を1部含む）作成し、監督職員の承諾を受ける。

2. 完成図書等

完成図書はA4版装丁とし、提出部数は2部とする。

なお、完成図書の内容、編集等については監督員と打ち合わせのうえ作成する。

また、完成図書にはアフターケア体制について、機番及び装置毎の会社名、昼間、夜間等の緊急連絡体制を記載した内容を装丁する。

3. 届出書等

請負者は、下記図書を作成し監督員に提出する。

第6章 仮 設

1. 工事用電力

据付工事に使用する電力設備及び電力料金は、請負者の負担とする。

第7章 工事用地等

道路使用等関連機関との調整を図ること。

第8章 支給電力等

本工事の試運転調整に要する電力は、請負者の負担とする。

第9章 設 計

1. 一般事項

- 1) 請負者は、本章に示す設計条件等に基づき、設備の製造設計を行う。
- 2) 請負者は、設計図書に示す設計条件・仕様に対して十分な機能を有し、耐久性、安全性操作性及び保守管理を考慮した構造としなければならない。

2. 計画諸元

1) ϕ 500水中ポンプ

① 口径、台数	ϕ 500mm×1台
② 吐出量	30 m ³ /min
③ 全揚程	5.0 m
④ ポンプ電動機出力	37kw
⑤ ポンプ仕様	ϕ 500mm×30 m ³ /min×37kw×1台

2) 使用ポンプ

本工事に使用するポンプは鳴門市の工事において納入実績のある製造会社のポンプを納入すること。

第10章 構造及び製作

1. 一般事項

- 1) 構造及び製作は、設計図書に示す設計条件・仕様に対して十分な機能を有し、耐久性・安全性、操作性及び保守管理を考慮したものとしなければならない。
- 2) 使用する機器、部品等は日本国内で調達可能なものとする。
- 3) 本工事に使用する外注品は、JISまたはその他関係する規格、基準に合格した機器を使用し、その構造、性能、機能について請負者は責任を持つものとする。

2. 主ポンプ設備

1) ポンプ

① 形 式	水中排水ポンプ（着脱式）
② 口 径	ϕ 500 mm
③ 台 数	1 台
④ 計画吐出量	30 m ³ /min/台
⑤ 全 揚 程	5.0m
⑥ 水中モータ	スターデルタ
⑨ 電動機出力	37 kW×200V×60Hz
⑩ フランジ規格	10k
⑪ 使用材料	
ケーシング	FC200同等品以上
羽根車	FC200同等品以上
主 軸	SUS420J2 同等品以上
⑫ 付 属 品	
	水中ケーブル、吊上げ用チェーン、ポンプ着脱装置、基礎ボルト・ナットその他必要なもの

第11章 塗 装

1. 一般事項

- (1) 水中ポンプ及びポンプ制御盤の塗装はメーカー標準塗装とする。
- (2) 塗装は各部の塗装仕様により施工するものとし、現場搬入後にタッチアップ程度の補修を行い仕上げる。

2. 施工方法

- (1) 塗装作業は、鋼材表面の素地調整を十分に行った後に実施し、一次プライマー及び各層の塗り重ねは塗装系に応じた塗装間隔を守り、各層毎に色分けを行い施工する。
- (2) 現場溶接部及び工場での塗り残し部の塗装、現場補修等を行い、塗装を仕上げる。

3. 塗装の種類、塗装回数、標準膜厚は、監督員と協議し、決定する。

第12章 据 付

1. 輸送

据付を行う設備及び機器等を、現場に一時仮置きする場合は、監督員と協議するものとし、設備及び機器の保管には万全を期するものとする。

2. 機械設備

- (1) ポンプ設備の据付は、あらかじめ既設構造物の位置、寸法、高さ等を計測し、据付基準を定め、所定の位置に水平、垂直の芯出しを行い、アンカーボルト、鋼製への取り付けボルトナット等により確実に取り付ける。
- (2) ポンプ設備のケーブル、電線保護管は本工事に含む。
- (3) 設備の据付に重機械を使用する場合は、既設及び他の構造物に損傷を与えないように留意する。
- (4) 吐出管の据え付けにおいては、状況などを確認し、場合によっては発注者と協議し防護コンクリートなど適切な処理を行うこと。
- (5) 据付け部仕上げ用モルタルとアンカーボルト埋め込み及び埋め込み用モルタル並びにポンプピットへの取り付けボルトナット等は、本工事に含む。

3. 工事材料の検査又は試験

工事材料は、請負者の自主検査記録を確認する場合があるので、監督員から請求があった場合は、これに応じなければならない。

第13章 試験及び検査

本工事の段階確認は下記に示すとおりとする。

ただし、方法、日程、監督員による確認（検査）及び立会等については監督員と協議し、工場の段階確認は、日本国内の工場で行う。

- (1) 寸法確認 （主ポンプ設備）
- (2) 性能確認 （主ポンプ設備）
- (3) 機能確認 （主ポンプ設備）
- (4) 塗装確認 （主ポンプ設備）
- (5) 試運転調整確認
- (6) 総合試運転調整確認

第14章 工事カルテの作成及び登録

請負者は、受注時又は変更時において工事請負金額が500万円以上の工事について、工事实績情報サービス（CORINS）に基づき受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「工事カルテ」を作成し監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後10日以内に、訂正時は、適宜登録機関に登録申請しなければならない。ただし、請負金額が500万円以上2,500万円未満の工事については、受注・訂正時のみ登録するものとする。

登録機関発行の「工事カルテ受領書」が請負者に届いた際にはその写しを直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

工事カルテ作成等に要する費用は、請負者の負担とする。

第15章 その他

1. 排出ガス対策型建設機械の使用

本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は、排出ガス対策型建設機械を使用する。

ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議する。

排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督員に提出する。

・対象機種一覧

一般工事中建設機械	備考
・バックホウ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・ホイールクレーン	・ディーゼルエンジン （エンジン出力7.5kw～260kw）を 搭載した建設機械に限る。

備考

道路運送車両の保安基準に排出ガス基準を定められている自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く。

2. 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律に係る資料の提出

この工事は、建設工事に係る資材の再資源化に関する法律第11条による通知を工事着手前に行う必要があることから、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書をすみやかに提出しなければならない。

なお、工事完成後には第18条による再資源化等報告書を提出しなければならない。

3. 特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の適正な措置

- (1) 本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講じる。
- (2) 請負者は、特定建設資材の分別解体等及び再資源化が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項等を書面に記載し、監督員に報告する。
 - ・再資源化等が完了した年月日
 - ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
 - ・再資源化等に要した費用

第16章 定めなき事項等

1. 契約書、設計図面及び本仕様書に示されていない事項であっても構造、機能上又は製作据付上当然必要と認められる軽微な事項については請負者の負担で処理する。
2. この仕様書に定めなき事項又は、この工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督員と協議する。